

不在者投票事務説明会における質疑への回答

【新型コロナウイルス感染症対策】

Q 1. 感染対策として、入院（居）者の部屋を回って投票してもらう方法は可能か。

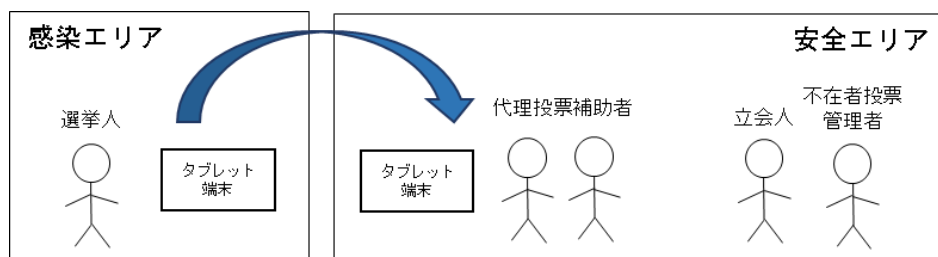
A. 原則としては、指定の際に調査をした投票記載場所において、不在者投票管理者の管理のもと、立会人が立ち会った状態で、投票が公正に行われるようにしてください（事務取扱要領 P19～）。

なお、不在者投票管理者の管理のもと立会人を立ち会わせた上で、選挙人の投票の秘密の保持に十分注意するなど公正な投票が行える環境を確保できる場合は、新型コロナウイルス感染症対策として、フロアごと、部屋ごとに投票を実施することも差し支えありません。

Q 2. 外部立会人にどこまで感染対策をどこまで求めるべきか。（当日のマスク着用、立会日 1 週間前からの検温やPCR検査の実施、ワクチン接種済み証明書の提示など）

A. マスクやフェイスシールドの着用、手洗い、アルコール液による手指の消毒、検温等の基本的な対策は徹底してください。その上で、各施設で実施している感染対策を遵守するなど、個々の施設の状況に応じて適切にご対応ください。

Q 3. 新型コロナウイルス感染者の代理投票の方法として、タブレット端末を用いたテレビ電話で選挙人から投票する候補者等の指示を受け、代理投票補助者の 1 人が代理で記載し、もう 1 人の補助者の立ち会いのもと、選挙人に記載内容を確認してもらう方法は可能か。



A. 隔離措置をされている新型コロナウイルス感染者の投票機会の確保のために他に手段がなくてやむを得ない場合には、不在者投票管理者の管理のもと、立会人が立ち会っていると認められる場合で、投票の公正確保のため、選挙人の求めに応じて投票用紙への記載内容を確認できるような環境が確保されているのであれば、質問にあるような方法での代理投票の実施も可能です。

なお、タブレット端末等の通信機器を使用する場合、通信の途切れや第三者からの傍受などのリスクも想定されるので、この点を十分留意の上、選挙人に対しても実施方法を丁寧に説明し、選挙人本人の意向も十分に確認することが必要になります。

Q 4. 感染者の投票用紙の取扱いはどうすればよいか。

- A. 感染者の投票用紙等については、選挙人・事務従事者共に直接触れないよう十分注意していただき、投票前後には必ず手指消毒を行うとともに、マスクや清潔な使い捨て手袋を着用するなどしてください。投票用紙等の送致は、例えば、透明なファスナー付きのケース等に入れて消毒した上で差出すなど、安全な方法で送致いただくようお願いします（事務取扱要領 P33）。

Q 5. クラスターが発生したとしても不在者投票を実施すべきか。

- A. 万一、指定施設内でクラスターが発生した場合、まずは保健所の判断に従い対応いただくようお願いいたします。その上で、選挙人の投票機会の確保の観点から、可能な限り実施していただくよう検討をお願いいたします。

【代理投票について】

Q 6. 投票用紙等の代理請求の依頼書（事務取扱要領 P11）は自書によらなければならないのか。また、自書ができない者が依頼書を出すときは代筆でもよいか。

- A. 代理請求の依頼は自書又は自書でない場合は押印いただく等、選挙人本人の意思に基づく請求であることを必ず書面で残すようにしてください。

なお、心身の故障等により依頼書を自書できない場合は、本人の意思により請求があったことが分かるように、文書によりその経過を残すようにしてください。

Q 7. 代理投票の補助者に看護師等の医療職がなれるか。

- A. 補助者は、不在者投票管理者が管理する投票を記載する場所において、投票に係る事務に従事する者のうちから2人選任いただく必要がありますが、その職は問いませんので、看護師等でも補助者となることはできます。

Q 8. 代理投票の補助者2名は、いつ選任すればいいのか。

- A. 投票事務従事者の中から2名選任いただく必要がありますが、投票事務の進行に混乱を招かないためにも、あらかじめ補助者となる者を選任いただくことをお勧めします。
選任された補助者や代理記載人等の記録は顔末書に必ず記載して保管してください（事務取扱要領 P27）。

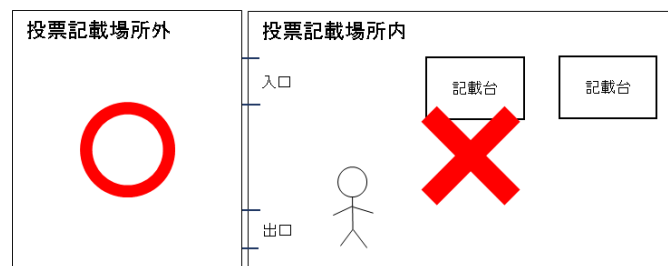
【候補者の氏名等の掲示】

Q9. 不在者投票記載場所に候補者の氏名等を掲示してはいけないのか。

A. 公職選挙法では、指定施設の不在者投票記載場所内での文書図画の掲示等は認められておらず、不在者投票記載場所の壁や記載台に候補者等の氏名を掲示したり、選挙公報などを貼ったりすることも認められていません。したがって、選挙人が不在者投票記載場所に、他の選挙人に見えるような状態で選挙公報や新聞等を持ち込むことは不適当なので注意が必要です。

なお、選挙人が他の人の目に触れない状態のメモ程度を持ち込んで、記載台でそれを見て投票するようなことまでは制限されていませんが、そのメモが放置されて後から記載する選挙人の目に触れないように十分注意してください。

[候補者等の氏名掲示や選挙公報等の貼り出しができる場所]



【郵便法等の改正について】

Q10. 投票用紙等の送致は普通郵便によるのか、簡易書留にすべきか。

A. 事務経費には、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパック）の額が措置されているため、その使用を徹底してください。

Q11. 令和3年10月から普通郵便の翌日配達の廃止、土曜日配達が休止となったことに伴い選挙期日の4日前までの差出しをと要領に記載があるが、何曜日までに投票用紙等を差出せば間に合うのか。

A. 普通郵便の配達スケジュールは次の表のとおりであり、投票日である日曜日に間に合わせるためには水曜日までに差出す必要があります。

なお、投票用紙等の送致の際は、事務経費に郵送費用が措置されていること、また、紛失防止の観点からもレターパック等を使用してください。

差出し日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日差出し	差出し	⇒ 配達日数 繰下げ	配達	—	—	—
木曜日差出し	—	差出し	⇒ 配達日数 繰下げ	⇒ 土曜日の 休配	⇒ 日曜日の 休配	配達
金曜日差出し	—	—	差出し	⇒ 土曜日の 休配	⇒ 日曜日の 休配	配達

【その他】

Q12. 投票用紙の請求は、公示（告示）日までに行うことができるのか。また、投票用紙の発送はいつ頃になるのか。

A. 選挙期日の公示（又は告示）日以前であっても、選挙人として登録されている市区町村の選挙管理委員会委員長に対して投票用紙の請求をすることができます。

投票用紙等の交付は、選挙期日の公示（又は告示）日以前に請求があったものについては、公示（又は告示）日以降直ちに交付することとしています。

Q13. 不在者投票の顛末書はいつまで保存する必要があるのか。

A. 不在者投票を実施した選挙で選ばれた議員の任期中は保存するようにしてください。顛末書に記載すべき内容は、おおむね次の事項を記載してください（事務取扱要領 P27 参考）。

- (1) 選挙の種類
- (2) 不在者投票年月日及び時間並びに場所
- (3) 不在者投票管理者及びその補助者の職・氏名
- (4) 立会人の住所・氏名
- (5) 投票した選挙人の氏名
- (6) 代理投票を行った場合は、代理投票をさせた選挙人及びその補助者（2人）の氏名
- (7) 代理投票の仮投票を行った場合は、その事由並びに仮投票をさせた選挙人及びその補助者（2人）の氏名